



**働くもののいのちと健康を守る  
全国センター**

**JCHS**

# 全国センター通信

毎月1日発行  
 年額1,500円 (送料込、会員は会費を含む)  
 〒113-0034  
 東京都文京区湯島2-4-4  
 平和と労働センター・全労連会館6階  
 発行責任者：岩永千秋  
 Tel (03) 5842-5601  
 Fax (03) 5842-5602  
<http://www.inoken.gr.jp>  
 e-mail: info@inoken.gr.jp

## 人間らしい仕事の実現を

### 「いの健」全国センターが第15回総会

「すべての働く人にディーセントワークの実現を」「結成15年を節目に、『いの健』運動の新しい飛躍を」。働くもののいのちと健康を守る全国センターは12月7日、平和と労働センターホールで第15回総会を開きました(写真)。代議員・役員など99人(来賓・報道のぞく)が出席し、25人が発言。提案された活動方針などすべての議案を満場の拍手で決定・確認しました。



#### ILO駐日事務所代表があいさつ

開会あいさつで福地保馬理事長は、あらゆる職場でディーセントでない働き方がひろがっていると指摘。「ディーセントワークの実現を願望ではなく、獲得の課題として活動しよう」と呼びかけました。

ILO(国際労働機関)駐日事務所の上岡恵子代表から、ILOの理念を共有する「いの健」全国センターの活動は心強いとして、「心から応援し、お手伝いしたい」との来賓あいさつを受けました。

#### 情勢と役割にふさわしい活動の飛躍へ

田村昭彦副理事長が「15年目を迎えた全国センターの課題と活動方向」について報告しました。

岩永千秋事務局長が活動方針案を提案。過重労働による過労死やメンタル疾患、パワハラが増大など職場の荒廃が深刻化していると報告。情勢にふさわしい活動の飛躍をめざすため、「いの健」運動後継者の育成、研究者との連携強化、政策制度提言、すべての都道府県での地方センター確立に取り組むと提案しました。

討論で自治労連の関口裕志代議員は、公務災害を出さないためにも職場を基礎に労安活動に取り組むと決意をのべました。全国過労死を考える家族の会の寺西笑子代表は、過労死・過労自死をなくす運動について語りました。また、自身が原告となっている過労死企業名情報公開訴訟での大阪高裁不当判決

を批判し、上告してたたかう決意を述べました。千葉県センターの鮫島敏昭代議員は、過労死をなくすためにも労働時間規制が必要だと強調。JMUI日本IBM支部の石原隆行代議員は、退職強要によるメンタルヘルス疾患の問題を発言しました。全教の小畑雅子代議員は、実態調査で教職員の長時間労働がまん延しているとのべ、日本医労連の三浦宜子代議員は夜勤交代制勤務の規制は医療の安全にも大きくかわるとして「24時間型社会」の見直しを求める共同の取り組みを発言しました。

#### 故木村百合子さんの裁判を支援する会など3団体を「いの健」賞に顕彰

第9回働くもののいのちと健康を守る全国センター賞が、故木村百合子さんの裁判を支援する会と原告、働くもののいのちと健康を守る宮城県センター、浜松市職員組合に贈られ、「支援する会」事務局の橋本正紘さん(静岡安健センター事務局長)、宮城県センター芳賀直事務局長、浜松市職員組合土谷晴男特別執行委員が受賞の言葉を述べました。

#### 〈今月号の記事〉

年頭あいさつ/役員紹介	2面
第9回「いの健」賞・来賓あいさつ	3面
首都圏建設アスベスト訴訟東京地裁判決	4面
各地 大阪/東北/関東甲信越/板橋/愛知/山口	5~6面
過労死企業名公表訴訟大阪高裁判決	7面
福島原発作業員からの相談	8面

年頭あいさつ

# 「ディーセント・ワーク」獲得のための 協同を拓けよう



働くもののいのちと健康を守る全国センター 理事長 福地 保馬

総選挙と東京都知事選挙のほとぼりが冷めな  
いままに新しい年を迎えました。そして、その  
結果、私の一番の心配は、国防軍の保持・集団  
的自衛権の行使を規定する改憲をもくろむ安倍  
自民党政権の誕生、核武装必要論を掲げる石原  
代表を戴く維新の会の躍進など、国民の期待を  
裏切った民主党の失政を機に、政治の右傾化の  
危機がきわめて現実的なことになったことで  
す。この国を「戦争をする国」には、決してさ  
せてはなりません。そのためにも、このたびの  
第15回総会で決定した「すべての働く人びとに  
ディーセントワークの実現を」めざし、「結成  
15年の節目に、運動の新しい飛躍を」させる方  
針を堅持していかなくてはなりません。

ディーセントワークをはじめ、労働者の諸権  
利は、平和な社会を建設し、発展させていくな  
かでこそ実現するものと思います。戦争への道  
こそ、ディーセントではない労働の最大の根源

と温床です。

ところで、わが国のディーセントワークをめ  
ぐる状況は、どうでしょうか？インディーセン  
トな働き方が、ますます蔓延しています。3.11  
によって、最先端産業とされていた原子力発電  
所における労働が、いかに、働く人びとの人権  
を無視したもので、奴隷労働といってもいいほ  
どのインディーセントな労働だったかが、はか  
らずも、多くの国民が知るところとなりました。  
しかも、このような人権無視の働き方は、ひとり  
、原発労働だけでなく、日本のあらゆる職場  
にだんだんと広がりつつあるということと、原  
発労働を今のままにさせておいて、「ディーセ  
ントワークの実現」はないだろうということ  
を肝に銘じなければならないと考えています。

新しい年を、あらためてディーセントワーク  
の意義を確認し、その獲得のための協同を飛躍  
的に拓ける年にしましょう。

## 第15回総会で選出された役員、顧問・参与(敬称略)

◇理事長

福地保馬 (個人会員)

◇副理事長

井上 久 (全労連)

今村幸次郎 (自由法曹団)

田村昭彦 (九州セミナー)

長谷川吉則 (個人会員)

松永康之輔 (MIC)

羽田範彦 (全日本医医連)

山下登司夫 (じん肺弁連)

◇事務局長

岩永千秋 (全労連)

◇事務局次長

岡村やよい (全日本医医連)

中林正憲 (千葉県センター)

◇理事

阿部眞雄 (個人会員)

石原園美 (埼玉センター)

門田裕志 (東京センター)

川口英晴 (JMIU)

菊谷節夫 (神奈川センター)

米田雅幸 (全教)

佐々木昭三 (個人会員)

佐藤誠一 (北海道センター)

新谷一男 (京都センター)

杉田哲也 (全日本医医連)

高島牧子 (全労連)

高橋敏夫 (民放労連)

竹下 武 (愛媛センター)

芳賀 直 (宮城センター)

橋本恵美子 (国公労連)

福富保名 (建交労)

藤田弘起 (岡山センター)

保坂忠史 (山梨県センター)

堀谷昌彦 (化学一般労連)

松浦健伸 (全日本医医連)

松尾泰宏 (自治労連)

三浦宜子 (日本医労連)

村上 茂 (大阪センター)

森崎 巖 (全労働)

吉川正春 (愛知センター)

吉田 剛 (全商連)

渡邊一博 (生協労連)

(福祉保育労)

◇監事

菅田敏夫 (長野センター)

笹本健治 (金融労連)

<顧問>

池田 寛 (全国センター元事務局長)

今中正夫 (全国センター前事務局長)

岡村親宜 (全国センター元副理事長)

辻村一郎 (同志社大学名誉教授・全

国センター元理事長)

細川 汀 (京都府立大学元教授)

<参与>

色部 祐 (全国センター元事務局次長)

北口修造 (大阪センター元事務局長

全国センター元理事)

木下恵市 (京都センター前事務局長

全国センター前理事)

島倉昌二 (全国センター元相談員)

高田勢介 (全国センター元相談員)

富田素實江 (北海道センター前事務

局長・全国センター元理事)

富樫昌良 (宮城センター前事務局長

全国センター元理事)

**第15回総会**

**第9回「働くもののいのちと健康を守る」全国センター賞**

第15回総会では、第9回「いの健」賞が次の原告と団体に贈られました。

**◇木村百合子さん公務災害認定裁判原告  
木村憲二・和子  
故木村百合子さんの裁判を支援する会**

磐田市立小学校の教師木村百合子さん(当時24歳)が、新規採用されて半年後に自ら命を絶った事案で、同地裁は11年12月、「十分な支援が行われていたとは到底認められない」として、基金支部の認定を取り消す判決を出しました。基金は不当にも控訴、東京高裁は12年7月19日、一審の基金支部の認定を取り消す判決を支持し、同基金の控訴を棄却する判断を行いました。

故木村百合子さんの裁判を支援する会は08年6月に結成されました。「会」の活動は、原告である両親を励まし、人的配置を含めた体制づくりなど今後の学校現場の改善につながる東京高裁判決の確定と原告勝訴に大きな役割を果たしました。

**◇浜松市職員組合**

アスベスト曝露が原因で「右びまん性胸膜中皮腫」を発症し2006年1月に亡くなった浜松市消防職員の遺族が公務災害認定を請求しましたが、10年9月に「公務外」と認定されたため同年11月同支部審査会に「処分の取り消し」を求めて審査請求をおこないました。支部審査会は11年11月14日、「公務に起因したものと認められるのが相当である」と、支部長の処分取り消しを裁決しました。

支部審査会の裁決は、基金本部が「消防職員の認定については判断が難しい」と公言するなかで、画期的な意義をもっています。

浜松市職員組合は、団結権が保障されていない消防職



顕彰を受ける浜松市職員組合の土屋晴男さん(左)

員の被災に対して同じ自治体にはたらく仲間の問題として、組合内に対策委員会を設置し取り組んできました。「消防職員のアスベスト公務災害認定ゼロ件」のなか画期的裁決を引き出すうえで大きな役割を果たしました。

**◇働くもののいのちと健康を守る  
宮城県センター**

働くもののいのちと健康を守る宮城県センターは、東日本大震災の被災地にあつて、労災や健康障害の相談活動、被災者救済活動に精力的に取り組むとともに、建物解体現場でのアスベスト被害防止対策の徹底を自治体へ要求し、全額業者負担で近隣住民の健康診断が実施されるという成果を引き出してきました。

また、全国センターやじん肺キャラバン実行委員会などの「現地調査団」を積極的に受け入れ、被災地の現状を全国に発信するうえで大きな役割を果たしました。

さらに、東北唯一の「いの健」センターとして東北セミナーの成功に尽力するなど、東北地方に「いの健」センターの風を吹き込んでいます。

これらの活動は「いの健」センターの役割と存在意義をいかに発揮したものです。

**◇来賓あいさつ(概要)**

ILO駐日事務所  
代表 上岡恵子氏

総会スローガン「すべての働く人にディーセントワークの実現を」。ILOの理念を共有させていただけるのは、嬉しい限りです。働く人びとの健康を守り安全を確保しない仕事は、ディーセントワークではありません。世界では、毎年3億1,700万人の労働災害が起り、230万人以上が死んでいます。

ディーセントワークは、1919年のILO創立以来重点を置いてきた分野でもあります。「世界の永続する平和は、社会正義を基礎としてのみ確立することができる」「労働は商品ではない」といった、働くものの人権や尊厳を基調にした理念がディーセントワークの精神です。

バブル経済崩壊やリーマンショックの影響は日本だけではなく、さらに日本では昨年の東北地方の大震

災と原発の突発事故で痛手を受けて、雇用機会の減少だけでなく雇用の質も悪化しています。ツナミやカローシは世界で通用する日本語になってしまいました。まさに日本の労働はその岐路に立っているといても過言ではありません。日本には底力があります。いの健全国センター結成15年目の運動目標は、働く人びとの健康と安全に焦点を合わせた力強いものであり、ILOとしても応援し、お手伝いさせていただきたいと思ひます。

**◇祝電・メッセージをいただいた団体**

- ・全国建設労働組合総連合
- ・過労死弁護団全国連絡会議
- ・労働科学研究所
- ・全国保険医団体連合会
- ・日本共産党中央委員会



## 首都圏建設アスベスト訴訟

# 東京地裁 国の責任を一部認める判決

建設現場のアスベスト曝露で石綿肺や肺がんや中皮腫など健康被害を受けた首都圏の建設作業員とその遺族337人が、国とアスベスト含有建材メーカー42社に損害賠償を求めた集団訴訟で、東京地裁は12月5日、国の責任を一部認める判決を言い渡しました。

判決は、遅くとも1981年1月時点で国は危険性に関する警告表示を義務付けるなどの規制措置を取るべきだったとし、原告170人に総額10億円余りの賠償を命じました。しかし「一人親方」や零細事業主については請求を棄却し、メーカーの共同不法行為についても認めませんでした。日比谷公会堂で開かれた報告集会では全国各地の訴訟原告団や弁護団が参加し、さらなる前進を誓い合いました。訴訟統一本部の「声明」を紹介します。



### 声 明

2012 (平成24) 年12月5日  
 首都圏建設アスベスト訴訟原告団  
 首都圏建設アスベスト訴訟弁護団  
 首都圏建設アスベスト訴訟統一本部

1 本日、東京地方裁判所民事第41部 (始関正光裁判長) は、首都圏建設アスベスト (東京) 訴訟 (原告患者数308名) において、本年5月25日の横浜地裁の不当判決を乗り越え、国の責任を認め、原告のうち170名 (患者単位158名) に対し総額10億6394万円の支払いを命じる原告勝訴の判決を言い渡した。

2 本判決は、昭和1972 (昭和47) 年頃にはアスベストが中皮腫等の重篤な疾病を発症させる危険性があるとの知見が確立しており、労働大臣は、遅くとも1981 (昭和56) 年1月の時点で、防じんマスクの着用や適切な警告表示を義務付けるなど、新たな規制措置を執るべきであり、この時点において省令制定権限等が適切に行使されていれば、それ以降の建設作業労働者の健康被害拡大を相当程度防ぐことができた」と判示し、その不行使は、安衛法の趣旨、目的に照らし、著しく不合理であり、国賠法1条1項の適用上違法であると認定した。

しかし他方で本判決は、「一人親方」「零細事業主」については労働安全衛生法の保護対象に含まれないとして救済を拒否した。これは建設現場で常態化している、労働者と何ら変わりのない「一人親方」「零細事業主」の実態から目をそらす不当な判断と言わざるをえない。

また、後次的責任を理由に国の責任を3分の1に限定したことや労働者の期間に応じて、損害額を限定した点は、深刻な被害と責任構造を直視しなかったものであり、不当である。

さらに、本判決は、肺がん罹患した原告患者の損害額を、喫煙を理由に10%減額した。しかし、アスベストの危険性について特別教育も十分な情報提供もなされていなかったから、喫煙を理由に損害額を減額するのは不当である。

3 また、被告メーカー間の共同不法行為の成立を認めず、各メーカーが製造販売したアスベスト建材と各原告の発症との因果関係が不明であるとして、被告メーカーの責任を免罪する不当な判断を下した。これは、原告

ら建設作業従事者がアスベスト粉じんにも累積的に曝露し、その結果アスベスト関連疾患に罹患した原因が、長年にわたる被告メーカーらによるアスベスト建材の製造・販売にあるといった本件の本質を見誤ったものである。また、被告メーカーらがアスベストの危険性を認識しながら、利益追求のため共同して警告表示義務をも怠ってアスベスト建材の製造・販売を継続した悪質な注意義務違反についても免責するものであり、極めて不当な判決である。

もっとも、本判決も、アスベスト建材製造メーカー群の製造した建材に含まれるアスベストによって各原告が発病したことを明確に認めるとともに、アスベスト建材製造メーカーが警告義務を怠ったことは認めており、その意味で被告らの責任が否定されたわけではない。

4 このように本判決は、建材メーカーの共同不法行為責任を否定したものの、アスベスト被害を発生させた国の責任を厳しく断罪しており、不十分な点はあるが、全国 (北海道・京都・大阪・福岡) の建設アスベスト訴訟にも大きな励ましとなるとともに、じん肺・アスベスト被害根絶の闘いにとって極めて大きな意義がある。

アスベスト関連疾患による労災認定者数は毎年1000名を超え、建設業が過半数を占めている。わが国は約1000万tのアスベストを輸入したが、そのうち70%以上が建材に使用されてきたため、今後も建設作業員のなかから重篤なアスベスト被害者が多数発生することが確実なものとして予測されている。アスベスト関連疾患は、極めて予後が悪く、原告308名 (患者単位) の内死亡者の割合は全体の6割以上に及んでいる。原告らの「生命あるうちに解決を」の願いは切実であり、国及び被告メーカーらは、本判決を真摯に受け止め、本件を早期に解決するとともに、全ての建設アスベスト被害者が早期に救済されるよう、「建設アスベスト被害者補償基金」を創設すべきである。

また、国の責任が明確となった以上、石綿救済法を抜本的に改正し、公害健康被害補償法による補償と同等にするなど救済内容を充実させるとともに、「石綿対策基本法」を制定し、総合的なアスベスト対策を推進すべきである。

私達は、アスベスト被害者の完全救済とアスベスト被害の根絶のため、全国の被災者、労働者、市民と連帯して、今後も奮闘する決意である。

**各地・各団体のとりくみ**

**大阪**

**「人たるに値する労働と健康を取り戻そう」  
第45回労災職業病一泊学校開催**



大阪での労災職業病闘争の歴史ある一泊学校も45回を数え、11月24～25日、京都本能寺会館で88人が参加して開催しました。(写真)

主催者挨拶で川辺和宏実行委員長(大阪労連議長)が、人たるに値する労働と健康を取り戻そうとたたかっているみなさんの学習と交流を期待すると挨拶しました。

過労死を裁判でたたかっている原告の皆さんの訴えの後、基調講演では「就職とは何か」-今日の日本社会に問かけるもの-と題して、森岡孝二関西大学教授の話の話を聞きました。学生が就職に失敗して自殺、「ワタミ」で入社僅か2カ月の青年が227時間の残業で過労死したことなど、過酷な職場に残って健康を損なうか、貧困に陥るかという酷い状態だと報告されました。働くルールを確立するたたかいが一層重要と訴えられました。

特別報告として、「憲法じゅうりん、橋下大阪市政を告発」するとして、中山直和大阪市労組副委員長の話を聞きました。橋下の最大の狙いは府・市を統合して財政を一手に握り大企業開発を進めること。そのために福祉を切り捨て民間への移行を強めている。橋下アンケートは憲法じゅうりんである。この人権無視に対して現在54人が提訴してたたかっていると報告しました。その後の時間と翌日の11時半まで3時間半にわたって5つの分科会に分かれ討論と交流を深めました。

(大阪センター 杉山悦男)

**関東  
甲信越**

**152人の参加でILO国際労働基準を学ぶ  
関東甲信越学習交流会**

11月17日～18日、山梨県石和温泉で関東甲信越学習交流会が開催され、152人が参加しました。(写真)



記念講演は牛久保秀樹弁護士。「デーセントワーク」を提唱したILOの話から自らのスイスのジュネーブを何度も訪問して活用してきた経過を語り「日本はILO条約の4分の1しか批准していない。4分の3、特に労働時間関係の18の条約は、1つも批准していない遅れた国」と明確に指摘。ILO122号の雇用

促進条約を使って、JALの解雇撤回や郵政の非正規労働者を正職員にと申立を行った取り組みの方向を示され、国際労働基準の重要性を認識させてくれました。

集会1日目は、基調報告と特別報告(ワタミ過労自殺事件と専修大学労基法19条違反判決)、被災者の訴えの後、分科会を行いました。

初日から2日目にかけて分科会では、①職場で役立つ安全衛生活動、②過労性疾病の認定・補償・裁判の到達点と取り組み、③教職員のいのちと健康を守る取り組み、④メンタルヘルス相談事例の報告と検討、⑤じん肺・アスベスト問題の取り組み、⑥医療労働者の安全衛生の6つのテーマで熱心な学習が行われました。

(「山梨県センターニュース」より)

**東北**

**復興の願いを共有 150人の参加で大いに学ぶ  
第7回東北セミナー in 山形・天童**



昨年、3・11の東日本大震災の影響で中止を余儀なくされた「働くもののいのちと健康を守る東北セミナー」が、11月17～18日に山形県天童市で開催されました。2年ぶりに東北6県の働くもの・医療者・法律家などが集い、大震災からの復興と人間らしい働き方を取り戻すという共通のテーマで学び合いました。(写真)

1日目は、基礎講座・特別講座・3つの分科会で熱心な学習と討議が繰り広げられました。基礎講座は「職場における安全衛生活動」。マンネリ化していた職場の労安活動を考え直す機会となりました。特別講座は、「放射能汚染とくらし、健康」で、福島県の放射能汚染と住民の避難状況、その後の避難生活の中で「震災関連死」が1,000人を超えている状況が報告されました。福島の実状を知ること、私たちに今何ができるのかを考えさせられました。

第1分科会は「新精神障害認定基準」の内容とたたかひの課題」、第2は「パワハラ・セクハラをなくし、働きやすい職場にするために」、第3は「学ぼう!つながろう!人間らしく働きたい!」で大いに学びました。特に第3分科会では、青年を中心に熱く学びました。

2日目は、記念講演「大震災と日本の社会保障」-被災地から労働・生活・地域の再建を考える-をテーマに、日野秀逸氏東北大名誉教授からお話を聞きました。社会保障の充実とその財源は、消費税に頼らなくても大企業や富裕層への課税を20年前の状態に戻せば十分に可能だということ、説得力のある豊富な資料とともに展望を与える講演となりました。(宮城県センター 芳賀直)



**各地・各団体のとりくみ**

**東京・板橋**

**健康生成論、ポジティブ心理学の成果から学ぶ  
労働安全衛生学習講演会を開催**



阿部氏の講義を聞く参加者

「いの健」板橋センターでは、11月14日「ストレスとの向き合い方」と題した労働安全衛生の学習講演会を、阿部眞雄氏（全国センター理事・産業医）を迎えて、区立グリーンホールで開催し39人が参加しました。

レジュメには日頃は聞き慣れない“ストレイ”“コーピング”などの文字が並び難しいのではないかと思ったのですが、阿部先生のジョークを交えた解りやすいお話で、参加者は最後まで聞き入っていました。

お話は6つの項目に分けて話されました。ディーセント・ワークを基本としながら、ストレスの状態を知り、そのストレスの要因、対策を考える。そして、ストレスを否定的だけに見ないでポジティブ対処すると人生が開けてくると話されました。

生き方を考える項では孤独と孤立の違い（孤独は必要だが孤立はダメ）ヘルピー&ヘルパー（助けられたら助ける人になる）弱い紐帯をいくつも垂らす（強い紐帯だと切れたときに対応できない）そして、自分に対しての応援団を作るなどとてもユニークな話がありました。

阿部先生は「メンタルハラスメントを生み出している原因に新自由主義を中心とした成果主義があります。気になる、頼りになる、良い先輩、仲間と言う関係がなくなり孤立していく社会に対して、連帯、共感、共有とポジティブな考えで戦っていきましょう」と結びました。

（板橋センター 関澤光由）

**山口**

**「グローバル化」なら労働条件も国際基準に  
秋の学習交流集会で労働総研・熊谷氏が講演**

11月17日、山口県セミナーハウスで、8回目となるいのちと健康2012「秋の学習交流集会」が、県労連・民医連・医労連・労安センターの呼びかけで開催されました。

講演では、熊谷金道労働総研代表理事が、「ILO国際基準と労働条件の課題」について、「グローバル化と言うなら、労働条件も国際基準に」と強調。国際比較を含めた豊富なデータを使い日本の実態を示し、打開の方向として、ILO条約や勧告が提起しているディーセントワークや多国籍企業の社会的責任等を求めること等を示しました。

医療・教育・非正規の3つの現場からの報告とフロアからの経験発表が行われました。医療の現場からは、2人の看護師さんの過労死問題などを背景に出された「5局長通知」を力にした取り組みを紹介。教育現場からは、県下の市町村教育委員会の安全衛生体制、労働時間管理調査一覧表を示し、多くの学校が「自己申告に任せている実態」が報告されました。

非正規問題では、マツダ原告団から非正規切りの不当性とたたかっていること、「雇用の基本は正規雇用の実現を」との訴えがありました。20の労組・団体から60人が参加し、明日からのたたかいに確信のもてる集会となりました。

（「山口県安全センター通信」より）

**愛知**

**全国の教職員を大きく励ます**

**鳥居公務災害認定訴訟 2審も勝利の判決！**



原告の鳥居さん（右から2人目）と支援者

鳥居さんの公務災害認定裁判は名古屋高裁でも勝利判決を勝ち取りました。

鳥居建仁さんが2002年9月13日豊橋市立石巻中学校の学校祭の最中に脳内出血で倒れ身体障害1級、高次脳機能障害となってから10年。超多忙・長時間勤務が続く中で被災しました。6年の歳月を掛け公務災害申請・審査請求・再審査請求を却下され、提訴した一審判決では、①平日休日を問わず時間外の部活動を公務と認め、部活動指導後の教材研究、学校祭準備などの仕事も、基金側の「校長は職務命令を出していない。勝手にやったボランティアだ」の主張を退けて、「包括的職務命令によるもの」と認めました。また、②「もやもや病」についても、長期間にわたり、長時間・過密労働が続けば健康な人でも発症する。とし、公務と発症の因果関係が認められ、全面勝訴をしていました。

基金側が控訴した二審でも、争点となった地域クラブでの部活動指導は認めなかったものの、疲労の蓄積要因になった実態を認め、1審判決をさらに補強する内容での勝利となりました。これは、本人の救済は元より、長時間・過密労働を余儀なくされている全国の教職員に大きな励ますことになりました。

しかし、基金側はまたしても「上告」しました。私たちは、直ちに最高裁に向けて「上告を受理するな」の運動を始めています。（愛知センター 荒木照世）



# 『過労死企業名情報公開訴訟 最高裁へ!』

弁護士 和田 香 (あべの総合法律事務所)

## 1 情報公開訴訟逆転敗訴

2012年11月29日、大阪高裁第3民事部は、大阪労働局管内で発生した「過労死」の事案について、労災認定を受けた従業員がいる企業名の公開を求める情報公開請求に対し、企業名を不開示とした大阪労働局長の決定を違法であるとして取り消した大阪地裁第7民事部の判決を全て覆す、被控訴人(原告)敗訴の判決を言い渡しました。本訴訟は、大阪過労死問題連絡会と過労死を考える家族の会が協力して、家族の会の代表世話人の寺西笑子さんを原告として、企業や行政が過労死を生じさせない職場環境づくりに真摯に取り組む体制を構築すべく提起したものです。

## 2 敗訴の理由

本訴訟の主な争点は、企業名が開示されることで①被災労働者個人が特定されるか、②企業の正当な利益を害するおそれがあるか、③行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるか、④①～③に該当しても人の生命・健康等を保護するために公開を要するか の4点です。

①について、企業名を聞いても当該被災者を知らない一般人は、被災者を特定することができません。しかし、高裁は、特定できるか否かの判断基準として、近親者等も含めるという枠組みを採用しました。

②について高裁は、ネット上の書き込み、例えば過労死を出した企業を「ブラック企業」と評価したものや、報道各社が地裁判決の見出しに「過労死企業名」といった用語を用いたことなどを挙げて、労災認定を受けたことにより世間的にマイナスの評価を受けるため、企業の正当な利益を害するおそれは抽象的な可能性に留まらなると判断しました。

③についても、高裁は②のような評価を受けることを恐れた企業が聴取に応じない可能性があることや、強制権限の発動による調査を行う場合に行政の担当者が少なく日程調整に時間を要することなどから、行政の遂行に支障を及ぼす蓋然性があると判断しました。

さらに、④について高裁は、1人の労働者が過重労働にあっても、同じ職場の他の労働者が過重労働だとは認められず、企業名の開示によって人の生命・身体・健康等が保護される具体的関連性はないとしました。

## 3 高裁判決は取り消されなければなりません

上記の各論点について高裁判決は、裁判所は公正・中立の立場で判断すべきであるにも拘わらず、国が主張したこと以上に過度に国に配慮したものでした。

①について、労働者が特定できるかどうかの判断の基準に近親者まで含めると、行政に開示させる意味がある情報の多くは不開示となってしまいます。

②について、国は企業が労災認定を受けたことが公になったことで損害を受けたという具体的な立証はせず、控訴審において300社を超える企業に対し企業名の開示により「何らかの不利益が生じると思うか」というアンケート調査を実施しました。抽象的なアンケートなので、「ある」と答えた企業が約8割でした。しかし、何らかの不利益が生じるとしても、企業の社会的責任として開示すべきであると答えた企業も数十社ありました。このような企業の態度は、社会の構成員としての自覚を表したものです。

情報公開法は「企業の正当な利益」を守るために一定の情報を不開示としていますが、高裁の判断と先述の企業の姿勢を比較すると、企業意識の方が人権を守る機関である裁判所よりも先行していると言わざるを得ません。

③について、行政の人員不足を裁判所が過度に考慮する必要はありません。

④についても、裁判所が職場全体が過重労働になっている労働現場について理解していないことが露呈したとしか言い様がありません。

## 4 最高裁へ!

このような控訴審判決は、到底承服しかねるものであり、私たちは上告及び上告受理申立をしました。引き続きのご支援をお願いします。

## シリーズ 相談室だより (71)

### 鉛中毒予防規則違反 検察審査会に申立て

鉛中毒健康被害を受けた労働者たちは、労災認定されたことで終わりとせず、代表取締役と専務取締役及び会社を、労安法(20～25条)の「危険・健康障害を防止するための事業者の講ずべき措置」違反、鉛電池解体作業及び回収に伴う健康被害予防措置を規定する鉛予防規則に違反として告訴しました。

このことは、労働契約法第5条に規定されている事業者課せられた「安全配慮義務」違反に相当することを主張。司法警察員労働基準監督署長は、これを受理。地元検察庁の検察官に手続きを行いました。1人以外は

時効が成立しているとして資格がなく、時効前の1人が申立てました。検察官は、これを「不起訴処分」としました。理由は、「職場環境は当時は確かに安全・環境管理責任を怠っていた。しかし、監督指導を受けて現在は改善されている。その後環境調査の結果、基準値内にある」というものです。

これに対して「検察審査会」に不服申し立てをしましたが、審理結果は「不起訴相当」。理由についての説明は「時効の完結」というのみで納得しがたい結果でした。残されているのは、「民事訴訟」の場で争うことです。

(山口センター 田村務)



インフォメーション

危険手当も支払われず、  
体調不良に苦しんでいる福島原発作業員

山口県周南労働相談センター 岩本利彦

福島原発でのガレキ撤去作業に従事

東電福島原発の大惨事によって地元の市民は大変な被害に苦しんでいます。見逃してならないのは事故の前後、現場で働いていた労働者の健康被害や使い捨てといっているような労働条件の問題です。

9月の初めに労働相談センターを訪れた労働者は、4月9日から6月19日まで2カ月間余、福島原発3号基の建て屋の上で破壊されたガレキの撤去作業に従事してきました。遠隔操作の重機で挟み切りした鉄骨を束ねて玉掛けする仕事です。下からは強烈な放射線が飛んでいます。

1日の作業時間は2時間半ないし7時間、平均3時間半。身体に付けた線量計の数値は1日0.02~1.18mSv(ミリシーベルト)、平均0.5、2カ月積算で29mSvとなりました。線量計は胸に着けていますが、瓦礫に直接接する手足の先端部分ではもっと強い放射線を受けています。また、宿舎は30km圏外にあります。午前7時には一般人立入禁止の警戒区域内の東電中継事務所(Jビレッジ)に入り、ほとんどの時間を第一原発内の免震塔か3号建屋上ですごしているのです。実際に受けている放射線量は線量計の値を遙かに超えていると思われます。

過酷な条件での作業

作業は苛酷な条件で行われます。防護服・マスク・眼鏡・帽子などで全身を完全に密閉した状態で、4月~6月の炎天下の作業です。熱中症にかかる人もいます。作業が終わるとぐったりと疲れ、帰りの車の中ではみんな眠りこけているとのこと。

こうした苛酷な労働と緊張感がストレスとして、体に大きなダメージを与えているのです。帰ってきてから、彼は重い倦怠感を訴え手首や首筋に湿疹ができ、血液検査の結果赤血球(400)・白血球(2840)・血小板(6.9)=いずれも10月9日測定値 がいずれも基準値をしたまわっていることがわかりました。

「放射線の影響ではないか?」という広島共立病院の青木先生の紹介で、広島大学病院で骨髓液を採取し顕微鏡による検査と染色体の検査をしました。いずれの検査もとくに放射能による影響と断定できる異常は認められませんでした。一応ほっとする一方で、福島へ行く前は元気いっぱいだった彼が、いまこれほどの健康不良に陥っているのは何故なのか?疑問が残りました。

危険手当が支払われていない

彼は原発の現場で、被曝線量にしたがって1日10,000~25,000円の危険手当が支払われると聞いて帰ってき

した。そのことを親方に話して請求すると、親方は「そんな話は聞いていない。わしらのところには下りてきていない」といいます。彼を福島に派遣したのは、10数人の作業員をかかえる親方ですが、原発作業の元請け鹿島建設から数えて5次以下の下請けになります。彼が受け取った賃金は12,000円の日当だけです。

危険手当といわれるものは、複雑な下請構造の中でどこかに消えているのです。危険手当は現場で直接作業員に支払われるようにすべきだと思います。

原発作業員の健康管理は誰の責任か?

原発では毎日3000人近い作業員が働いています。2カ月に1回入れ替わるとして計算すると、1年間で2万人近い人が働いたことになり、すでに3万人近い人が働いたことになります。作業員は線量計の累積被曝線量が50mSv近くなると、もう作業をさせられず帰されます。そして彼らは基準値以下だから健康には問題ないとして、事後の健康管理は自分の責任とされています。

いまのところ政府も東電も元請企業も、かれらの事後の健康について、なんらの対策もとっていないのです。東電は作業員に被曝手帳を手渡していません。被曝実績の記録された被曝手帳を作業経験者に手渡し、国と東電が責任を持って以後の健康管理を行うべきだと思います。

放射能汚染は、被曝線量が低いから身体に影響がないと言うものではありません。何らかの影響があるのです。福島問題の解決には原発作業員の問題を抜きにしては考えられず、置き去りにしてはなりません。

同じ問題に関係しておられる方と交流したいと思いますので、下記宛、ご連絡ください。

連絡先: 山口県周南市桜木1-7-20 周南労働相談センター  
電話: 0834-28-2246・FAX: 0834-28-4089

